

# 情報提供

那医発第 365 号  
令和 5 年 9 月 12 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 外間 浩

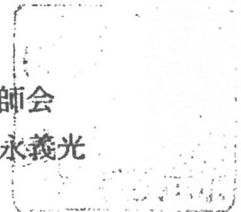


平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「令和 5 年度不妊治療支援制度のご案内」についての通知が届きましたのでご  
案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）  
.....記.....

沖医発第 879 号  
令和 5 年 9 月 8 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 徳永義光



## 「令和 5 年度不妊治療支援制度のご案内」について

今般、沖縄県保健医療部地域保健課長より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致  
します。

本件は、「令和 5 年度不妊治療支援制度のご案内」についての通知となっております。

沖縄県では、令和 5 年度は先進医療不妊治療費助成事業と沖縄県不妊・不育専門相談セ  
ンターを実施し、不妊に悩む夫婦の支援を実施されております。

この度、令和 5 年度版ポスター・リーフレットが作成されたとの事です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への支援  
制度の周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 記

- 「令和 5 年度不妊治療支援制度のご案内」の送付について

(令和 5 年 8 月 9 日 (保地第 613 号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp

# 沖縄県不妊・不育専門相談センター

あなたのお話を聞かせてください

専門相談員(医師・助産師・公認心理師)が無料で不妊・不育に関するご相談に応じます。

また、不妊・不育で悩む方々のための集いの会を開催しています。  
安心して、お気軽にご相談ください。

## 相談事業

- 場所：沖縄県看護研修センター内(南風原町字新川 272-17)
- 電話相談：098-888-1176 (相談員直通)  
相談日：水・木・金 13:30～16:30 (年末年始、祝日は休み)
- 面接相談：※事前に電話予約をお願いします。
- メール相談：[woman.h@oki-kango.or.jp](mailto:woman.h@oki-kango.or.jp) まで
- 相談内容例
  - ◆不妊症の検査・治療について
  - ◆世間の偏見や無理解について
  - ◆不妊症・妊娠・出産について
  - ◆不妊治療と仕事の両立について
  - ◆不妊治療の実施医療機関について
  - ◆不育症について
  - ◆費用や助成制度について
  - ◆流産・死産の相談
  - ◆家族に関すること
  - ◆同じ経験の人と話したい など

## 新規相談事業のお知らせ

流産、死産を経験した方等への相談・心理支援として心理師による面接相談を行っています。

○相談日：※事前に電話でご確認ください。

## 不妊講演会

年に1～2回、不妊及び不育治療に関する講演会等を開催しています。  
(※詳細につきましては、関係機関へご案内するとともに、県のホームページへ掲載いたします)

\*\*\*\*\* お問い合わせ先 \*\*\*\*\*

沖縄県不妊・不育専門相談センター  
南風原町字新川 272-17 ☎098-888-1176

# 令和5年度 不妊治療支援制度のご案内

## 不妊不育専門 相談センター

専門相談員(医師・助産師)が  
不妊に関する相談に対応します  
P4をご参照下さい。

## 先進医療 不妊治療費助成

不妊治療のうち、令和4年度  
からの保険適用とならなかった  
治療費の一部を助成します。  
P2、P3をご参照下さい。



## ●申請窓口(先進医療不妊治療費助成事業)

本助成に関しましては、お住まいの地域を管轄する保健所へお問い合わせください。

北部保健所	地域保健班(2階)	名護市大中2-13-1	☎0980-52-2704 窓口対応時間: 9:00～11:00 13:00～16:00
中部保健所	地域保健班 (2階 母子第5相談室)	沖縄市美原1-6-28 中部合同庁舎中部保健所棟	☎098-938-9883 窓口対応時間: 9:00～11:00 13:00～16:00
南部保健所	地域保健班 (1階 入口近く)	南風原町宮平212	☎098-889-6945 窓口対応時間: 9:00～11:30 13:00～16:30
宮古保健所	地域保健班 (1階相談室(階段横))	宮古島市平良 東仲宗根476	☎0980-72-8447 窓口対応時間: 9:00～11:30 13:00～16:30
八重山保健所	地域保健班(1階)	石垣市真栄里438	☎0980-82-3241 窓口対応時間: 9:00～11:30 13:00～16:30

※那覇市民の方は那覇市での申請となりますので、那覇市保健所地域保健課にお問い合わせください。(098-853-7962)

※本助成とは別に、独自の助成を実施している自治体(市町村)もありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

## ●制度に関するお問い合わせ

沖縄県保健医療部 地域保健課 母子保健班 098-866-2215

先進医療不妊  
治療費助成



## 先進医療不妊治療費助成（令和4年度開始）

令和4年度から不妊治療は保険適用へと移行しましたが、一部の治療については保険適用外となったことから、沖縄県では、保険適用外となった不妊治療のうち、先進医療に告示された治療に対して治療費を助成する事業を実施いたします。

### 先進医療とは

未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、有効性及び安全性を確保する観点から、医療技術ごとに一定の施設基準（医療機関の基準）を設定し、施設基準に該当する保険医療機関に、地方厚生局への届出により保険診療との併用ができることとしたもの（混合診療は全額自己負担となります）。将来的な保険導入に向けた評価が行われている治療。

### 助成要件

- 令和4年4月1日以降に不妊治療を開始し、申請時点で治療が終了していること
- 治療開始時点で法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること
- 夫婦のいずれか一方が沖縄県内（那覇市以外）に住所を有していること  
（※那覇市に住民票がある方は那覇市が申請窓口となります）
- 治療開始時点における妻の年齢が43歳未満の夫婦
- 先進医療として告示された不妊治療を実施しているとして地方厚生局へ届出をし、承認された医療機関で受けた先進医療であること



### 助成回数の上限

初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が	受けられる助成回数
40歳未満	43歳になるまで通算6回まで
40歳～42歳	43歳になるまで通算3回まで
43歳以上	なし

※先進医療不妊治療費助成事業の助成を受けた後、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまでに受けた助成回数をリセットすることができます。

注) 助成回数は、那覇市で受けた助成を含みます。

### 助成対象治療・医療機関

先進医療の治療技術と医療機関は厚生労働省の審査等を経て、適宜追加や削除がなされます。最新の情報は沖縄県地域保健課のホームページにて公開しておりますので、ご確認下さい。

また、県外の医療機関に通院されている方でも、地方厚生局から先進医療の実施医療機関として承認を受けている医療機関で受けた治療であれば、助成対象となります。本事業への申請をご希望の方は、かかりつけの医療機関に先進医療の承認状況や算定開始日をご確認下さい。医療機関の算定開始日以降に実施された先進医療が助成対象となります。

沖縄県地域保健課 先進医療不妊治療費助成事業についてのホームページ



## 先進医療不妊治療費助成

### 申請期間（令和5年度対象分）

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※治療が終了した年度内で申請してください。（対象期間中の助成金交付を保証するものではありません）  
予算上限に達した場合、年度途中で受付を終了する場合がありますので、治療を終えたら早めに申請してください。

### 申請書類

書類名	様式の種類	発行先等	年度内初回申請	年度内2回目以降	備考（確認事項等）
1 先進医療不妊治療費助成事業申請書	県指定様式	・指定医療機関 ・保健所	○	○	
2 戸籍謄本 （助成回数をリセットする場合及び事実婚の方は提出が必要となります）	夫婦が同居の場合	・市町村	△（※1）	△（※1）	・法律上の夫婦であることを証明する書類又は事実婚の場合は直轄でないことを確認する書類（※5） ・マイナンバーの記載のないもの ・特定不妊治療費助成の申請書があっても、先進医療不妊治療費助成の申請が初回の場合は提出をお願いします。
	夫婦が別居の場合		○	△（※2）	
3 住民票	夫婦が同居の場合	・市町村	○	△（※2）	
	夫婦が別居の場合		○	△（※2）	
4 先進医療不妊治療費助成事業受診等証明書	県指定様式	・指定医療機関	○	○	
5 先進医療不妊治療費助成事業請求書	県指定様式	・指定医療機関 ・保健所	○	○	
6 債権者登録申請書	県指定様式	・指定医療機関 ・保健所	△（※3）	△（※3）	
7 指印・顔写真の写し（口座名義の表記、カナまたはローマ字等がわかるページ）			△（※4）	△（※4）	
8 先進医療不妊治療に係る領収書・明細書	指定医療機関発行	・指定医療機関	○	○	
9 印鑑					請求書に押印した印鑑を持参

○上記以外に必要なに応じて、追加資料の提出や、申請内容の確認をお願いすることがあります。

- （※1）過年度に助成履歴がある場合には、省略可。ただし、事実婚の方は省略不可。更に、事実婚関係に関する申立書の提出が必要となります。
- （※2）年度内の初回申請時と内容が変わらず、前回申請時に提出した戸籍謄本・住民票の発行日から3ヶ月以内の申請であれば省略可。ただし、事実婚の方は、事実婚関係に関する申請書については毎回提出が必要です。
- （※3）過年度に受給履歴がある場合には、省略可。ただし、以前に登録した住所及び金融機関・請求者等に変更がある場合は提出が必要ですので、必ずご確認ください。
- （※4）過年度に受給履歴がある場合には、省略可。口座内容等に変更がある場合には、提出をお願いします。
- （※5）3ヶ月以内に発行されたもの。

### その他留意点

- ※申請内容・期限等に変更がある場合、沖縄県地域保健課ホームページにてお知らせいたします。
- ※領収書の原本が必要な場合は、窓口にて助成申請済印を押印の上、領収書の写しを提出していただくことで、原本をお返ししますので、その旨お伝えください。確定申告後の助成申請及び助成した金額分の確定申告は出来ませんのでご注意ください。
- ※提出いただいた領収書を基準として審査しますので、申請するまでの間、領収書は大切に保管していただきます。
- ※提出いただいた書類は返却できませんので、ご注意ください。